

愛知県商店街活性化プラン策定委員会開催要領

(別表)

愛知県商店街活性化プラン策定委員会 委員名簿

- (目的)
- 第1条 本県における商店街活性化施策を戦略的、総合的に実施するための指針及び計画となる「愛知県商店街活性化プラン(仮称)」の策定について検討するため、愛知県商店街活性化プラン策定委員会(以下「委員会」という。)を開催する。
- (所掌事項)
- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。
- (1)商店街活性化プランの策定のための検討に関すること。
  - (2)その他、商店街振興施策の実施に必要な事項に関すること。
- (組織)
- 第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。
- 2 委員会に委員長を置く。委員長は愛知県産業労働部長が指名する。
  - 3 委員長が事故などにより出席できない場合、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- (運営)
- 第4条 委員会は委員長が招集し、座長を務める。
- 2 委員は、自ら指名する者を代理として出席させることができる。
  - 3 委員会は、原則として公開するものとする。ただし、愛知県情報公開条例(平成12年愛知県条例第19号)第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して協議・検討を行う場合又は委員会を公開することにより当該委員会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、委員長が委員会の一部又は全部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。
  - 4 傍聴の手續、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。
- (開催期間)
- 第5条 委員会の開催期間は、平成27年7月1日から平成28年3月31日までの間とする。
- (意見聴取)
- 第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見または説明を聴くことができる。
- (庶務)
- 第7条 委員会の庶務は、産業労働部商業流通課において処理する。
- (雑則)
- 第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則 この要領は、平成27年7月1日から施行する。

氏名	団体名等	役職	備考
石川泰三	愛知県中小企業団体中央会	専務理事	
伊藤雅則	愛知県商工会連合会	専務理事	
岩貝和雄	公益財団法人あいち産業振興機構	常務理事	
鶴飼宏成	愛知学院大学経営学部	教授	委員長
内田吉彦	名古屋商工会議所	理事・産業振興部長	
小山和久	愛知県	産業労働部長	
加藤健二	商業アドバイザー		
高嶋 舞	岡崎ビジネスサポートセンター Oka-Biz	副センター長	
鍋澤宗之	愛知県商店街振興組合連合会	専務理事	
西脇正倫	商業アドバイザー		
正木 朗	中部経済産業局	産業部長	
水尾衣里	名城大学人間学部	教授	

(敬称略)